

農用地利用集積等促進計画案（江南市ほか 10 市町）に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和 7 年 4 月 1 日

公益財団法人愛知県農業振興基金  
理事長 仲井 靖

1. 意見聴取の対象となる農用地

江南市曾本町二子前 121 ほか 26 筆
稲沢市平和町須ヶ脇 341 ほか 37 筆
清須市一場弓町 111 ほか 1 筆
丹羽郡大口町下小口三丁目 126 ほか 63 筆
丹羽郡扶桑町大字柏森字花立 219 ほか 3 筆
愛西市早尾町西立切 89 ほか 2 筆
半田市乙川深田町 2 丁目 30
知多市金沢字廻間 40-1 ほか 4 筆
西尾市吉良町上横須賀神田 66-1 ほか 44 筆
豊川市下長山町下アワラ 84-8 ほか 3 筆
田原市古田町寺ノ前 173

対象農用地の一覧は、愛知県農業振興基金で縦覧する。

2. 意見聴取の期間

令和 7 年 4 月 1 日(火)から令和 7 年 4 月 7 日(月)まで

3. 意見の提出方法

郵送（聴取期間内必着）あるいは電子メール（nochi@aichinoshinki.or.jp）